改正後	改正前
六　（略） 七　植物防疫官による確認 (一)　（略） (二)　(一)の植物防疫官による消毒が的確に実施されていることの確認は、ベトナム植物防疫機関と共同して、次により行うものとすること。 ア　（略） イ　低温処理コンテナーにおいて消毒が行われる場合にあっては、輸出港においては五の消毒が開始されていることを、輸入港においては当該消毒が終了していることをそれぞれ確認すること。	六　（略） 七　植物防疫官による確認 (一)　（略） (二)　(一)の植物防疫官による消毒が的確に実施されていることの確認は、ベトナム植物防疫機関と共同して、次により行うものとすること。 ア　（略） イ　低温処理コンテナーにおいて消毒が行われる場合にあっては、輸出の時までに五の消毒が開始されていること及び輸入の時までに当該消毒が終了していることをそれぞれ確認すること。

○農林水産省告示第千七百六十三号

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）別表二の付表第七十八の規定に基づき、令和五年二月二十四日農林水産省告示第三百四十三号（モロッコから発送されるマンダリンその他のシトラス・レティクラタ及びクレメンティンその他のシトラス・クレメンティナの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和七年十一月二十五日

農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
四　封印 冷蔵設備を有するコンテナー（以下「低温処理コンテナー」という。）には、各低温処理コンテナーごとにモロッコ植物防疫機関による封印がなされていること。 五　消毒 (一)・(二)　（略） (三)　(一)の消毒は、輸出前に開始され、輸入検査の開始までに終了していること。	四　封印 海上輸送中の冷蔵設備を有するコンテナー（以下「低温処理コンテナー」という。）には、各低温処理コンテナーごとにモロッコ植物防疫機関による封印がなされていること。 五　消毒 (一)・(二)　（略） （新設）

○農林水産省告示第千七百六十四号

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）別表二の付表第七十九の規定に基づき、令和五年三月二十二日農林水産省告示第四百三十八号（ペルーから発送されるぶどう（ウィティス・ウィニフェラに限る。）の生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和七年十一月二十五日

農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
四　封印 冷蔵設備を有するコンテナー（以下「低温処理コンテナー」という。）には、低温処理コンテナーごとにペルー植物防疫機関による封印がなされていること。 五　消毒 (一)・(二)　（略） (三)　(一)の消毒は、輸出前に開始され、輸入検査の開始までに終了していること。 六　植物防疫官による確認 (一)　（略） (二)　(一)の植物防疫官による消毒が実施されていることの確認は、ペルー植物防疫機関と共同して、輸出港においては五の消毒が開始されていることを、輸入港においては当該消毒が終了していることをそれぞれ確認すること。	四　封印 海上輸送中の冷蔵設備を有するコンテナー（以下「低温処理コンテナー」という。）には、低温処理コンテナーごとにペルー植物防疫機関による封印がなされていること。 五　消毒 (一)・(二)　（略） （新設） 六　植物防疫官による確認 (一)　（略） (二)　(一)の植物防疫官による消毒が実施されていることの確認は、ペルー植物防疫機関と共同して、輸出の時までに五の消毒が開始されていること及び輸入の時までに当該消毒が終了していることをそれぞれ確認すること。

○農林水産省告示第千七百六十五号

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）別表二の付表第八十六の規定に基づき、令和五年七月二十六日農林水産省告示第八百七十八号（メキシコから発送されるグレープフルーツ、スウィートオレンジ、マンダリン及びミネオラの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和七年十一月二十五日

農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
四　消毒 一の(三)の場合にあっては、次のいずれかの方法により消毒が行われたものであること。 (一)　（略）	四　消毒 一の(三)の場合にあっては、次のいずれかの方法により消毒が行われたものであること。 (一)　（略）